

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定によつて県営土地改良事業（区画整理事業）西田口地区（井ノ邑工区）の換地計画において、次表の従前の土地は、非農用地区地域内に換地する土地として、平成二十年九月八日異種目換地指定をした。

平成二十年九月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

市町	東広島市	〃	〃	〃	〃
町	西条町	〃	〃	〃	〃
大字	田口	〃	〃	〃	〃
字	井ノ邑	〃	〃	〃	〃
地番	五九七番五	六〇九番	六一〇番	六一一番	〃
地目	田	〃	〃	〃	〃
地積	五五平方メートル	二三五平方メートル	七五四平方メートル	二四四平方メートル	〃